

# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1

氏名 早来工営株式会社 代表取締役 小松 稔明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事

鈴木 直道

許可証確認用  
複写及び他の使用目的は無効です

許可の年月日 令和6年(2024年)7月25日

許可の有効年月日 令和13年(2031年)7月24日

## 1. 事業の範囲

焼却 (廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むもの。)、廃酸 (pH2.0以下のもの又は有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シメジン、チオベンソール、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むもの。)、  
 廃アルカリ (pH12.5以上のもの又は有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シメジン、チオベンソール、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むもの。)、  
 感染性産業廃棄物、汚泥 (有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シメジン、チオベンソール、ベンゼン、1,4-ジメチルベンゼンを含むもの。))、  
 中和 (廃酸 (pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ (pH12.5以上のもの。))、  
 硫化・中和 (廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、汚泥 (以上5種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの (水銀回収義務がないものに限る。))。))、  
 燃え殻 (カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。))、  
 還元・中和 (廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん、燃え殻、汚泥 (以上6種類は六価クロム化合物を含むもの。))、  
 コンクリート固型化 (銻さい、ばいじん、汚泥 (以上3種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの (水銀回収義務がないものに限る。))。))、燃え殻 (カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。))、  
 シアンの分解 (廃酸、廃アルカリ、汚泥 (以上3種類はシアニド化合物を含むもの。))。以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設 別紙のとおり

## 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*



(特別管理産業廃棄物処分業許可証別紙)

許可番号 第00170001169号  
許可業者の名称 早来工営株式会社

施設の種類 汚泥、廃油、産業廃棄物の焼却施設  
(NO.1ローリーキルン)

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

処理能力 (汚泥)  
76.6m<sup>3</sup>/日(24時間)、3.19m<sup>3</sup>/時間  
(廃油)  
14.8m<sup>3</sup>/日(24時間)、0.62m<sup>3</sup>/時間  
(産業廃棄物)  
39.1t/日(24時間)、1.63t/時間

届出年月日 平成 2年(1990年) 7月13日

届出番号 衛施第9-33号、衛施第9-34号

設置年月日 平成 3年(1991年) 9月19日

施設の種類 汚泥、廃油、産業廃棄物の焼却施設  
(NO.2ローリーキルン)

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

処理能力 (汚泥)  
76.6m<sup>3</sup>/日(24時間)、3.19m<sup>3</sup>/時間  
(廃油)  
14.8m<sup>3</sup>/日(24時間)、0.62m<sup>3</sup>/時間  
(産業廃棄物)  
39.1t/日(24時間)、1.63t/時間

届出年月日 平成 2年(1990年) 7月13日

届出番号 衛施第9-36号、衛施第9-37号

設置年月日 平成 3年(1991年) 9月19日

施設の種類 廃酸、廃アルカリ、産業廃棄物の中和・硫化・還元施設  
(20m<sup>3</sup>シツクナ-2基、10m<sup>3</sup>シツクナ-2基)

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

処理能力 480m<sup>3</sup>/日(24時間)、20m<sup>3</sup>/時間

届出年月日 平成 2年(1990年) 7月25日

届出番号 衛施第9-47号

設置年月日 平成 3年(1991年) 9月19日

施設の種類 汚泥、産業廃棄物のコンクリート固化施設

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

処理能力 0.6m<sup>3</sup>/日(24時間)、0.025m<sup>3</sup>/時間

届出年月日 平成 2年(1990年) 7月25日

届出番号 衛施第9-49号

設置年月日 平成 3年(1991年) 9月19日

施設の種類 廃酸、廃アルカリ、汚泥に含まれるシアン化合物の分解施設(10m<sup>3</sup>シツクナ-2基)

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

処理能力 160m<sup>3</sup>/日(24時間)、6.67m<sup>3</sup>/時間

届出年月日 平成 2年(1990年) 7月25日

届出番号 衛施第9-50号

設置年月日 平成 3年(1991年) 9月19日

施設の種類 保管場所 1

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

面積 27m<sup>2</sup>

種類 廃油

保管上限 54m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 2

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

面積 27m<sup>2</sup>

種類 廃酸

保管上限 54m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 3

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

面積 27m<sup>2</sup>

種類 廃アルカリ

保管上限 54m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 4

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

面積 7.5m<sup>2</sup>

種類 鋳さい

保管上限 15m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 5

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

面積 13.5m<sup>2</sup>

種類 ばいじん

保管上限 27m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 6

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

面積 13.5m<sup>2</sup>

種類 燃え殻

保管上限 27m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 7

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

面積 13.5m<sup>2</sup>

種類 汚泥

保管上限 27m<sup>3</sup>

施設の種類 保管場所 8 (30k1タンク2基)

設置場所 石狩市新港中央3丁目750番6

種類 廃油

保管上限 60k1 (2基分合計)





許可番号 第00170001169号  
許可業者の名称 早来工営株式会社

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年(2000年) 7月25日 許可の更新

平成13年(2001年) 4月19日 変更許可

焼却(廃油(揮発油類、灯油類、軽油類、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの。)、廃酸、廃アルカリ(以上2種類は有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。)、感染性産業廃棄物、汚泥(有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。))、中和(廃酸(pH2.0以下のもの。))、廃アルカリ(pH12.5以上のもの。))、硫化・中和(廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん、汚泥(以上5種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。))、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。))、還元・中和(廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん、燃え殻、汚泥(以上6種類は六価クロム化合物を含むもの。))、コンクリート固型化(鉍さい、ばいじん、汚泥(以上3種類は水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。))、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物、六価クロム化合物を含むもの。))、シアン分解(廃酸、廃アルカリ、汚泥(以上3種類はシアン化合物を含むもの。))の追加。

平成17年(2005年) 7月25日 許可の更新

平成19年(2007年) 4月25日 変更許可(焼却(廃アルカリ(pH12.5以上のもの。))の追加。)

平成22年(2010年) 7月28日 許可の更新

平成28年(2016年) 7月27日 変更許可(焼却(廃油(1,4-ジメチルを含むもの。))、廃酸(pH2.0以下のもの又は1,4-ジメチルを含むもの。))、廃アルカリ(1,4-ジメチルを含むもの。))、汚泥(1,4-ジメチルを含むもの。))、硫化・中和(廃水銀等)、埋立(廃水銀等を処分するために処理したもの)の追加。)

平成29年(2017年) 7月25日 許可の更新

平成29年(2017年) 10月1日 施行令改正(硫化・中和(廃水銀等)、埋立(廃水銀等を処分するために処理したもの)の削除、水銀回収義務がないものに限る旨の加筆。)

令和6年(2024年) 6月12日 事業の一部廃止届出(埋立(廃石綿等)の削除。)

令和6年(2024年) 7月25日 許可の更新

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

